

戸高秀樹ボクシングジム後援会規約

会員は次の各号の特典を受けることができます。

- 会員証の発行
- 会報の発行
- オリジナルグッズの特別割引
- 試合チケットの先行予約
- 試合チケットの特別割引
- その他本会が定める特典

法人会員に限り

- 毎月 500 部発行する会報に広告を載せる
- 当社が適当と判断した試合興行でのパンフレット等への広告
- その他本会が定める特典

第八条（会費等）

会員は入会時および次条に定める会員資格の有効期限の延長時に次に定める入会金および年会費（以下「会費等」といいます）を当社に支払うものとします。

個人会員 年会費 1 口 10,000 円

法人会員 年会費 1 口 100,000 円

前項に定める会費等の支払方法等は当社が別途定めるものとします。

第九条（会員資格の有効期限）

1. 会員資格の有効期限（以下「有効期限」といいます。）は入会日（初年度年会費の入金日を含む月の末日とします。）より一年間とします。
2. 会員資格の継続を希望する会員は、有効期限の満了日の前日までに次年度の年会費を所定の方法にて入金する（必着）ものとし、入金を確認され次第有効期限が1年間延長されるものとします。
3. 会員は有効期限の満了日以後に次年度の年会費の入金を行った場合には、手続を行った日を含む月の末日（以下「最入会日」といいます。）から1年間を有効期限として会員資格が認められるものとします。
4. 当社は前項の場合有効期限の満了日以後最入会日までの期間に会員に発送された郵便物やメールサービスの再送は行わないものとします。

第十条（会員の義務等）

1. 会員は本会から付与された会員証、会員番号を自己の責任で管理するものとし、これらの管理不十分、使用上の過誤、第三者によ

る使用等により会員に損害が生じた場合、当社は一切責任を負わないものとします。

2. 会員は本会から付与された会員証、会員番号を第三者に貸与、譲渡、名義変更等してはならないものとします。
3. 会員は氏名、住所、電話番号、その他入会申込み時に当社に届け出た内容につき変更が生じた場合は速やかに当社への届出を行うものとします。
4. 会員が前項の届出等を怠った結果当社からの告知等が会員に到達しなかった場合、当社は一切責任を負わないものとします。

第十一条（禁止事項）

会員は本会の利用に際し次の各号の行為を行ってはならないものとします。

- 本会を通じて入手した全てのデータ、情報、文章、音、映像、イラスト等（以下「データ等」といいます。）について、著作権法で認められた指摘利用の範囲を超えて複製、販売、出版、放送可能化等の為に利用すること。
- 戸高秀樹ボクシングジム、選手その他の第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害すること、またはそのおそれのある行為をすること。
- 戸高秀樹ボクシングジム、選手その他の第三者を誹謗中傷し、その名誉または信用を毀損すること、またはそのおそれを生じさせること。
- 会員特典により得られたチケット、グッズその他会員としての資格に基づき有する権利をインターネットオークションにより第三者に転売する等、第三者に対し譲渡、貸与、名義変更すること、または質権の設定そのたの担保に供すること。
- 選手に対し連絡や面会を強要すること、または当社に対し選手への連絡や面会を申し入れること。
- 本会を利用して自己または第三者の営利を目的とした活動、およびその準備を目的とした活動（以下「営業活動」という）を行うこと。
- 本会を利用して選挙の事前運動、選挙運動またはこれらに類似する行為および公職選挙法に抵触する行為をすること。
- 本会を利用して宗教の宣伝を含む宗教的行為、および宗教団体の設立・活動、宗教団体への加入等宗教上の結社に関する行為をすること。

第一条（名称）

本会は戸高秀樹ボクシングジム後援会と称する。

第二条（目的）

1. 本会は戸高秀樹ボクシングジムを応援する会員によって構成され、戸高秀樹ボクシングジムを応援することを目的としています。
2. 本会は前項の目的達成のため、戸高秀樹ボクシングジムの運営を支援すると共に、明るく健康的な選手育成と会員及び相互の親睦を図り選手育成活動が円滑に運営させるように後援する。

第三条（会員規約）

この会員規約（以下「本規約」といいます。）は戸高プロモーション有限公司（以下「当社」という。）が提供する本会のサービスを、会員（第五条に定義します。）において利用する一切の場合について適用するものとし、本会に入会した会員は、本規約の内容を承諾したものと見なします。

第四条（会員への通知）

当社は、随時会員に対し当社からの郵便物・メールおよび当社の運営するウェブサイト上への表示その他当社が適当と判断する方法により、必要な情報を通知します。

第五条（会員）

本規約における会員とは、当社に対し当本会への入会申込を行い、当社が入会を承認した者をいいます。

第六条（入会の承認）

1. 当社は別途定める方法にて入会申込を受け付け、必要な審査・手続等を経た後に入会を承認します。
2. 当社は、本会への入会申込を行った者が次のいずれかに該当すると判断した場合、本会への入会を承認しない場合があります。
 - 過去（入会申込をした時点を含みます）に本規約の違反等により本会の入会承認が取り消され、または除名処分とされたことがある場合
 - 入会申込の内容に嘘偽の記載、誤記、または記入漏れがある場合
 - その他、当社が会員とすることを不適当と判断する場合
3. 当社に入会を承認した後であっても承認した会員が前項各号のいずれかに該当することが判明した場合には承認を撤回することができるものとします。

第七条（会員特典）

戸高秀樹ボクシングジム後援会規約

当社は、本会の利用に関し会員に生じた損害について、当社の責めに帰すべき場合を除き、いかなる責任も負わないものとします。

第十九条（規約の変更）

1. 当社は、会員に対し事前に何らの通知を行うことなく、本規約の内容を変更、追加、修正、削除することができるものとします。
2. 当社は、前項の場合、第4条に定める方法により事後に会員に対し通知を行うものとします

第二十条（協議事項）

本規約に定めのない事項または本規約の解釈について疑義が生じた場合、会員および当社は双方誠意を持って協議の上これを解決するものとします。

第二十一条（問合せ先）

本会に関する問い合わせ先は、次に定めるとおりとします。

戸高プロモーション有限公司

戸高秀樹ボクシングジム後援会

TEL: 03-5731-9618

平成19年2月22日 改定

戸高秀樹ボクシングジム後援会

- 上記各号の他、法令または公序良俗に違反する行為もしくは当会の運営を妨害する行為を行うこと。

第十二条（退会等）

1. 会員は、本会からの退会を希望する場合、所定の方法にて当社に届け出るものとします。
2. 当社は、会員が退会するにあたり、会員が既に入金した会費および当会のサービスの利用料等の返還は一切行わないものとします。
3. 会員は、会員特典による商品等の購入代金その他当会のサービスの利用料等につき、退会の時点で支払義務が発生しているものについては、退会後もなお支払義務を免れないものとします。

第十三条（サービス内容の変更等）

1. 当社は、会員に対し事前に何らの通知を行うことなく、本会の会員特典その他サービスの内容を変更することができるものとします。
2. 当社は、前項の場合、第4条に定める方法により事後に会員に対し通知を行うものとします。

第十四条（サービスの停止等）

1. 当社は、本会の運営状況その他の予期できない事情により、会員に対し事前に何らの通知を行うことなく、当会のサービスの全部または一部の提供を停止または中止することができるものとします。
2. 当社は、前項の場合、第4条に定める方法により事後に会員に対し通知を行うものとします。

第十五条（本会の解散）

1. 当社は、戸高秀樹ボクシングジム活動状況その他の事情により当会の運営を継続し難いと判断した場合には、当会を解散するものとします。
2. 前項の場合、当社は会員に対し、既に入金済みの会費等の返還は行わないものとします。

第十六条（個人情報の取り扱い）

当社は、本会における会員の個人情報の取り扱いに関する事項については、当社が別途定めるプライバシーポリシーに従うものとし、会員はこれに従うものとします。

第十七条（損害賠償）

会員は、本会の利用に関し、自己の責めに帰すべき事由により当社またはその他の第三者に対して損害を与えた場合、これを賠償する責任を負います。

第十八条（免責）